

平成四年文部省・農林水産省・通商産業省・運輸省・自治省令第一号

援事業実施機関に関する省令  
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第三十条の規定に基づき、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令を次のように定める。

**第一条** 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法

支援事業実施機関の指定を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した支援事業実施機関旨(三)書類に記入して下さい。

二三 一  
名称及び住所並びに代表者の氏名  
事務所の所在地  
去第レ条に規定する事業（以下「支業事

業」という。)の開始の予定日 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款及び登記事項証明書  
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表。ただし、申請の日の属す

三 役員の名簿及び履歴書

四 指定の申請に関する意思の決定を諮詢する。  
書類

**第二条** 主務大臣は、法第八条の規定による支援事業実施機関の指定をしたときは、支援事業実

官報で公示しなければならない。  
支援事業実施機関は、その名称若しくは住所  
又は事務所の所在地を記載する

は、あらかじめ、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 在地  
二 変更の予定日  
主務大臣は、前項の届出があつたときは、そ

**第三条** 支援事業実施機関は、毎事業年度、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定める旨を官報で公示しなければならない。  
(支援事業に係る事業計画書等)

ところにより、主務大臣に提出しなければならない。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

別記様式（第5条関係）

(参考) 1 この証明書は、規則1で作成することとする。  
2 出たる条項の欄に、この証明書を提出してうな入院係係等に係る合意の条項を記載すること。  
3 該部の右側欄に、入院検査等をする麻痺を有する場合は「〇」を、有しない場合は「×」を記入すること。  
4 記載した内容の正確性の擔に於て、行を直前記述すること。第2面についても、その記載又は同一箇所に記述することができる。  
5 「医療機関」は、個人の名前を冠するものとされる。